

# ウイルスチェックサービス 契約規約

平成13年 1月15日制定

平成22年11月 1日改定

ソフトバンクテレコム株式会社

# ウイルスチェックサービス契約規約

## 目次

<b>第1章 利用契約</b> .....	<b>3</b>
第1条 (契約規約) .....	3
第2条 (契約規約の変更) .....	3
第3条 (本サービス) .....	3
第4条 (用語の定義) .....	3
第5条 (ウイルスチェックサービスの品目) .....	3
第6条 (利用契約) .....	3
第7条 (利用申込) .....	3
第8条 (利用申込の承諾) .....	3
第9条 (最低利用期間) .....	3
第10条 (品目の変更等) .....	3
第11条 (権利譲渡の禁止) .....	3
第12条 (お客様の地位の承継) .....	3
第13条 (お客様の氏名等の変更) .....	4
第14条 (当社が行う利用契約の解除) .....	4
第15条 (お客様が行う利用契約の解除) .....	4
<b>第2章 料金等</b> .....	<b>4</b>
第16条 (料金等) .....	4
第17条 (加入料の支払義務) .....	4
第18条 (基本料の支払義務) .....	4
第19条 (料金等の支払い) .....	4
第20条 (割増金) .....	5
第21条 (遅延損害金) .....	5
<b>第3章 提供の停止等</b> .....	<b>5</b>
第22条 (提供の停止) .....	5
第23条 (提供の中止) .....	5
第24条 (通信利用の制限) .....	6
第25条 (サービスの廃止) .....	6
<b>第4章 雑則</b> .....	<b>6</b>
第26条 (機密保持) .....	6
第27条 (損害賠償の範囲) .....	6
第28条 (免責) .....	6
第29条 (個人情報の利用) .....	6
第30条 (準拠法) .....	7
第31条 (管轄裁判所) .....	7
<b>別表第1号 料金等および計算方法</b> .....	<b>8</b>
<b>附則1</b> .....	<b>10</b>
<b>附則2</b> .....	<b>10</b>
<b>附則</b> .....	<b>10</b>

## 第1章 利用契約

### (契約規約)

第1条 当社は、当社が定めたウイルスチェックサービス(以下「本サービス」という)契約規約(以下「契約規約」という)によってウイルスチェックサービスを提供します。

### (契約規約の変更)

第2条 当社は、この契約規約をお客様に事前に通知することなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の契約規約によります。

### (本サービス)

第3条 本サービスは、お客様が送信、受信した電子メールに対し、コンピュータウイルスが付着していないかを可能な限り検知するサービスを提供するものとしします。

### (用語の定義)

第4条 「コンピュータウイルス」とは寄生プログラムで、ユーザーの許可なく、またユーザーが気付かないうちにコンピュータに侵入するように意図的に作成されているものをいう。

### (ウイルスチェックサービスの品目)

第5条 ウイルスチェックサービスの品目は、次のとおりとします。

品目	内容
プランA	JENSダイアルアップIPサービスを利用しているお客様が利用できるサービスであり、加入ドメイン単位で最大100電子メールアカウントまでをウイルスチェックサービスに登録することを可能とし、別表第1号2-1の基本料が適用されるサービス
プランB	JENSダイアルアップIPサービス以外のサービスを利用しているお客様が利用できるサービスであり、加入ドメイン単位で最大1600メールアカウントまでをウイルスチェックサービスに登録することを可能とし、別表第1号2-2の基本料が適用されるサービス
プランC	JENSダイアルアップIPサービス以外のサービスを利用しているお客様が利用できるサービスであり、加入ドメイン単位で無制限のメールアカウント数に対してウイルスチェックサービスを提供し、別表第1号2-3の基本料が適用されるサービス

### (利用契約)

第6条 本サービスは1ドメインあたり1契約を締結するものとしします。

### (利用申込)

第7条 本サービスの利用申込をするお客様は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。

- (1) 利用申込をするお客様の氏名または商号および住所または居所、法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 利用開始希望年月日
- (3) その他本サービスの提供に必要な事項

### (利用申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスに係わる利用申込を承諾したときは、その旨を通知します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用申込をする方が、本サービスの料金等、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき

### (最低利用期間)

第9条 本サービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、1ヶ月間とします。

### (品目の変更等)

第10条 お客様は、本サービスの品目を変更することができます。この場合、当社が別に定める申込書を、当該変更を希望する日の1ヶ月前までに当社に提出してください。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(利用申込)、第8条(利用申込の承諾)および第9条(最低利用期間)の規定に準じて取り扱います。

3 お客様は、第9条(最低利用期間)に定める最低利用期間の満了前に、品目の変更等による基本料の減額があった場合、その差額を当社が定める期日までに一括して支払う義務があります。

### (権利譲渡の禁止)

第11条 お客様は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### (お客様の地位の承継)

第12条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する

法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

- 2 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(お客様の氏名等の変更)

第13条 お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う利用契約の解除)

第14条 当社は、お客様が第6条(利用契約)第1項各号のいずれかの利用契約を解除した場合は本サービスの利用契約も解除します。

- 2 当社は、第22条(提供の停止)の規定により本サービスの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、お客様が第22条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、第23条(提供の中止)第1項各号のいずれかに該当する場合はその利用契約を解除することがあります。
- 5 当社は、お客様が第3条(本サービス)の規定に定められている以外の目的で本サービスを利用している場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 6 当社は、前5項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(お客様が行う利用契約の解除)

第15条 お客様は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の1ヵ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

## 第2章 料金等

(料金等)

第16条 本サービスの料金等は次のとおりとします。

区 分	内 容
加入料	利用契約締結の際に支払う、別表第1号の1.に定める料金
基本料	利用開始日以降毎月支払う、別表第1号の2.に定める料金であって、別表第1号の3.に定める計算方法により計算されるもの。

(加入料の支払義務)

第17条 お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。尚、加入料は、解約時にも返却いたしません。

(基本料の支払義務)

第18条 お客様は、当社が利用契約に係る本サービスの提供を開始した日から起算して、その利用契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

- 2 お客様は、第22条(提供の停止)の規定により本サービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 お客様の責によらない事由により、本サービスの利用が全くできない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上本サービスが利用できなかった時は、そのことを当社が知った時刻から使用することが可能となった時刻までの時間数を12で除した数(少数点以下の端数は切り捨てます。)に基本料の月額60分の1を乗じて得た額を、お客様からの請求により、減額または返還します。

(料金等の支払い)

第19条 お客様は、本サービスの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

(割増金)

第20条 本サービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

(遅延損害金)

第21条 お客様は、本サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

### 第3章 提供の停止等

(提供の停止)

第22条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 本サービスの利用において、以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
    - ア 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
    - イ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
    - ウ 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
    - エ 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
    - オ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為
    - カ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
    - キ 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
    - ク 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
    - ケ 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
    - コ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
    - サ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
    - シ 迷惑メール(無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのある電子メールをいいます。)を送信する行為
    - ス 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行う行為
    - セ 第三者の設備等または本サービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
    - ソ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
    - タ 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
    - チ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
    - ツ 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
    - テ その行為がアからツのいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
    - ト 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
    - ナ Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、第三者のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
    - ニ その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
  - (3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - (4) 前各号の掲げる事項のほか、この規約の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
  - (5) 本サービスを提供するにあたり、当社のウィルスチェックサーバ及び付帯する設備に対して過度に負荷をかける行為があったとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。

(提供の中止)

第23条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 次条(通信利用の制限)の規定によるとき

- (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
  - (4) お客様側サーバと当社ウイルスチェックサーバとの間で正常に通信が行われないうとき
  - (5) 当社の都合により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

- 第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。
- 2 当社は、電気通信設備に過大な負荷が発生し、その利用又は運営に支障を与える又は支障を与えるおそれのある場合で必要と認めるときは、別に定める方法により、当該負荷に係る通信を制限することがあります。
  - 3 本サービスをご利用のお客様が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、利用の制限をさせていただくことがあります。

(サービスの廃止)

- 第25条 当社は、都合により本サービスの特定品目又はすべての品目を廃止することができます。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの廃止を行なう場合には、お客様に対し廃止する2ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

#### 第4章 雑 則

(機密保持)

- 第26条 当社は、利用契約の履行に際し知り得たお客様の業務上の機密(通信の秘密を含みます。)を、第三者に漏らしません。

(損害賠償の範囲)

- 第27条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上本サービスが利用できなかったときは、そのことを当社が知った時刻から当該サービスの利用が再び可能になったことをお客様および当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に基本料の月額60分の1を乗じて得た額の5倍に相当する額、またはその基本料月額のいずれか小さいほうの額を限度として、お客様が蒙った損害を賠償します。

(免責)

- 第28条 当社は、本サービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
- 2 当社は、本サービスの提供に関し、お客様に対してこの規定に定める以外の如何なる責任も負いません。
  - 3 当社は、本サービスの完全な運用に努めますが、本サービスの中断、運用停止などによってお客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
  - 4 当社は、加入者が本サービスによって得るメールの正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、本サービスの使用によりお客様に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
  - 5 当社は、コンピュータウイルスに感染した全てのメールを検知、駆除することを保証するものではありません。
  - 6 当社は、本サービスにて検知できなかったコンピュータウイルスにより、お客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
  - 7 当社のウイルスチェックサーバに対して過度に負荷がかかることによりメールの削除を行った場合、当社は如何なる責任も負いません。
  - 8 当社は、お客様側の理由により、ウイルスチェックしたメールをお客様側のメールサーバに送信できない場合は、メールを当社のウイルスチェックサーバに受信してから5日間まで当社のウイルスチェックサーバ内に保持します。この期間が経過した場合にはウイルスチェックサーバ内のメールは削除するものとします。
  - 9 本サービスの使用により、お客様が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

(個人情報の利用)

- 第29条 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様に係る情報(申込時またはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等のお客様に対する取扱い業務
  - (2) 課金計算に係る業務
  - (3) 料金請求に係る業務

- (4) 市場調査及びその分析
  - (5) 当社または他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
  - (6) 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、または同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しお客様に係る個人情報を提供すること
  - (7) 情報通信業界の発展及びお客様のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
  - (8) 当社の電気通信サービスについての工事、保守または障害対応等の取扱い業務
  - (9) その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- 2 前項に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。)第23条第4項に定めるものをいいます。)を行う場合においては、お客様に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (1) 前項の第1号から第5号及び第7号(第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。)に規定する業務等
  - (2) 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供
- 3 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該お客様に係る情報について責任を有するものとします。
- 4 お客様は、前3項に定めるところにより当社がお客様に係る情報を利用することに同意していただきます。
- 5 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

(準拠法)

第30条 この規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第31条 本サービスに関してお客様と当社との間に生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別表第1号 料金等および計算方法

1. 加入時一時金

サービス種別	単位	料金
ウイルスチェックサービス	1加入ごとに	20,000円

2. 基本料

2-1 [プランA]

JENSダイアルアップIPサービスを利用しているお客様の基本料（月額）

品目	単位	料金
---	1電子メールアドレスごとに	650円

- その月の中で最も多い時点の電子メールアドレス数に基づき算定する料金を適用します。
- 加入ドメイン単位で最大100電子メールアドレスまで追加運用することが可能です。
- お客様が本サービスのほかメール保存サービス契約規約に規定するメール保存サービス及びメール監査サービス契約規約に規定するメール監査サービスに係る利用契約を締結しているときは、表中の料金に0.7を乗じて得た額を適用します。
- お客様の電子メールアドレスの管理権限を委任しますので、当社は代行管理サービスを提供しません。

2-2 [プランB]

JENSダイアルアップIPサービス以外のサービスを利用しているお客様の基本料（月額）

品目	単位	料金
0-10メールアドレス	1加入ごとに	6,300円
11-25メールアドレス	1加入ごとに	15,750円
26-50メールアドレス	1加入ごとに	30,500円
51-75メールアドレス	1加入ごとに	40,500円
76-100メールアドレス	1加入ごとに	45,000円
101-150メールアドレス	1加入ごとに	55,000円
151-200メールアドレス	1加入ごとに	65,000円
201-250メールアドレス	1加入ごとに	75,000円
251-300メールアドレス	1加入ごとに	85,000円
301-350メールアドレス	1加入ごとに	95,000円
351-400メールアドレス	1加入ごとに	105,000円
401-450メールアドレス	1加入ごとに	115,000円
451-500メールアドレス	1加入ごとに	125,000円
501-600メールアドレス	1加入ごとに	145,000円
601-700メールアドレス	1加入ごとに	165,000円
701-800メールアドレス	1加入ごとに	185,000円
801-900メールアドレス	1加入ごとに	205,000円
901-1000メールアドレス	1加入ごとに	225,000円
1001-1100メールアドレス	1加入ごとに	245,000円
1101-1200メールアドレス	1加入ごとに	265,000円
1201-1300メールアドレス	1加入ごとに	285,000円
1301-1400メールアドレス	1加入ごとに	305,000円
1401-1500メールアドレス	1加入ごとに	325,000円
1501-1600メールアドレス	1加入ごとに	345,000円

- その月の中で最も多い時点の電子メールアドレス数に相当する品目の料金を適用します。
- お客様が本サービスのほかメール保存サービス契約規約に規定するメール保存サービス及びメール監査サービス契約規約に規定するメール監査サービスに係る利用契約を締結しているときは、表中の料金に0.7を乗じて得た額を適用します。
- お客様の電子メールアドレスの管理権限を委任しますので、当社は代行管理サービスを提供しません。

2-3 [プランC]

JENSダイアルアップIPサービス以外のサービスを利用しているお客様の基本料（月額）

品目	単位	料金
無制限メールアドレス	1加入ごとに	220,000円

- お客様が本サービスのほかメール保存サービス契約規約に規定するメール保存サービス及びメール監査サービス契約規約に規定するメール監査サービスに係る利用契約を締結しているときは、表中の料金に0.7を乗じて得た額を適用します。

3. 料金の計算方法

ア 当社は、お客様がその利用契約に基づき支払う基本料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

イ 当社は、次の場合が生じたときは、基本料をその利用日数に応じて日割します。

（ア）料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき

- (イ) 料金月の初日以外の日の本サービスの解除があったとき
  - (ウ) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、その日に解除があったとき
  - (エ) 料金月の初日以外の日の基本料の額の改定があったとき。この場合改定後の基本料はその改定があった日から適用します。
  - (オ) エの規定に基づく起算日の変更があったとき
- ウ イの規定による基本料の日割は暦日数により行います。
- エ 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する料金月の起算日を変更することがあります。

#### 4. 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 5. 消費税相当額の加算

第17条（加入料の支払義務）、第18条（基本料の支払義務）の規定により支払いを要する料金の額は、上記1,2,3に規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

附則1

- この規約は平成13年 1月15日から実施します。
- この規約は平成13年 6月 1日から実施します。
- この規約は平成13年 6月 5日から実施します。
- この規約は平成13年 8月 1日から実施します。
- この規約は平成13年 8月15日から実施します。
- この規約は平成13年10月 1日から実施します。
- この規約は平成13年11月 1日から実施します。
- この規約は平成14年 3月 1日から実施します。
- この規約は平成15年 1月 1日から実施します。
- この規約は平成15年 8月28日から実施します。
- この規約は平成16年 4月 1日から実施します。
- この規約は平成17年 4月 1日から実施します。

附則2

平成17年4月1日よりJENS株式会社はこの規約により日本テレコム株式会社に社名変更を行います。平成17年3月31日以前にJENS株式会社とご契約いただいているお客様は、JENSウイルスチェックサービスの利用契約を再度締結する必要はありません。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年10月17日より実施します。  
(JENSウイルスチェックサービスの料金の計算方法に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているJENSウイルスチェックサービス及びこの改正規定実施の日以降提供を開始するJENSウイルスチェックサービスのうち別に定めるものに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。  
(1) 基本料の計算方法については次のとおりとします。

サービスの提供を開始した月の基本料	その月の26日から末日までの間にサービスの提供を開始した場合	無料
	その月の26日から末日までの間以外の日からサービスの提供を開始した場合	基本料相当額またはその月の中で最も多い時点の電子メールアドレス数に相当する基本料
サービスの提供を開始した月の翌月およびこれに引き続く各月の基本料	その月の初日から末日までの期間利用した場合	基本料相当額またはその月の中で最も多い時点の電子メールアドレス数に相当する基本料
	その月の末日に契約が終了した場合	
	その月の末日以外の日に契約が終了した場合	

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月2日から実施します。  
(JENSウイルスチェックサービス契約規約の名称変更)
- 2 この改正規定実施の日において、JENSウイルスチェックサービス契約規約はウイルスチェックサービス契約規約に変更します。  
(JENSウイルスチェックサービスに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前のJENSウイルスチェックサービス契約規約の規定により当社が締結しているJENSウイルスチェックサービスに係る利用契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの契約規約の規定により当社が締結したウイルスチェックサービスに係る利用契約とみなします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月20日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(ウイルスチェックサービスの料金の計算方法に関する経過措置)

2 当社は、平成17年10月17日実施の附則(涉外第17-0201号及び涉外第17-0205号)のウイルスチェックサービスの料金の計算方法に関する規定の適用を受けているお客様について、当該規定の適用を終了し、この改正規定実施の日から、この契約規約の別表第1号の規定を適用するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。